**平成２４年（フ）第６２６１号**
大阪市浪速区日本橋５丁目20番３―1104号
債務者　山根　恵美
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６２８４号**
大阪市東住吉区駒川５丁目６番５号　吉本マンション401号、前住所大阪市平野区瓜破４丁目１番34―208号
債務者　梅田　　直
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６７２５号**
大阪市天王寺区生玉町10番23―1102号
債務者　平内メリアンこと　ヒラウチ・メリアン
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６８１８号**
大阪府寝屋川市小路北町17番10号
債務者　櫻井　　亮
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６９３７号**
大阪府寝屋川市萱島信和町２番13号
債務者　山本　祐子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６９５１号**
大阪市生野区小路３丁目16番19号
債務者　松元　健寿
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６９７４号**
大阪府守口市金田町２丁目57番６―301号
債務者　山本　優里（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６９７５号**
大阪府大東市扇町14番34号
債務者　山川　博充（旧姓成井）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６９７９号**
大阪市東住吉区北田辺４丁目９番17号　プライムメゾン北田辺201号
債務者　磯田　　優
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６９８２号**
大阪府交野市私部西５丁目７番３―706号
債務者　樽角登代子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６９９６号**
大阪府吹田市佐竹台１丁目２番30―502号
債務者　中川路繁子（旧姓吉本）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第７００１号**
大阪市大正区北恩加島２丁目１番３号
債務者　上原　由起
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４７７号**
奈良市菅原町179番地の１の２
債務者　上山ルリ子（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第８３８号**
北九州市門司区緑ケ丘９番４―502号
債務者　岡村　政樹
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第１８７２号**
名古屋市中川区松年町２丁目21番地　ホーム浅次郎２号館305号
債務者　加納　裕次
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３９８号**
愛知県一宮市花池４丁目19番４―114号　県営花池住宅
債務者　山口智恵子
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第７２１号**
熊本市東区花立５丁目９番85号、前住所大阪府貝塚市石才27番地１
債務者　星原　賢一
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第２３９３号**
名古屋市港区木場町２番地の56　スペリアシティ名南アネックスⅡ1104号、従前の住所名古屋市東区泉１丁目22番26号　Ｎ．Ｓ．ＺＥＡＬ泉405号
債務者　宇佐美芽美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部